町議会速報

No. 12
（56 年 12 月 28 日）

自治医科大学教職員住宅 2－2
村尾光子
TEL 0285－44－5418

南河内町議会第4回定例会は12月17～19日開かれ、条例案3件、補正予算案3件を原案通りに可決しました。又、請願1件の採択も含め、意見書2通を関係機関へ提出することに決めました。
一般質問は7名により行なわれました。以下に御報告致します。

Ⅰ「共同募金はあくまで任意です」

村尾は、一般質問で、今秋新聞紙上でも度々取上げられました、共同募金（赤い羽根募金）について、町の基本的な考えを聞きました。村尾の問題とするところは、①任意の寄付である筈なのに、1戸割当額600円と明示され、記名させるのは、半ば強制的である。②寄付金の使用目的が明確にされていない。即ち寄付した額の半分以上が、町社会福祉協議会の事業費として還元されている事は、住民は理解していない。ということです。これについて町長は（共同募金会町分会長、そして町社会福祉協議会長でもあります）、「住民は、理解と善意の結果600円の募金をしている。決して義務とは考えていない。折角の機会であるから、善意を寄せて下さった方々の名前を書いて戴いている。長年、この募金方法でやっているが問題はない。住民意識（民意という言葉を使っていましたが）が高くなっているので、共同募金が任意募金であることは、誰もが理解している。」と答弁致しました。又「600円という額については、社会福祉協議会の会費（一口1000円の会員制として寄付）とのかね合いもあり、改めにくい」と答えました。答弁はあたかも「今までのやり方は決して間違ってはいないので、今後変えるつもりはない。むしろ問題にする方の意識が低い」と言わんばかりの印象でした。行政の姿勢は、これで良いのか…と不信を抱きました。私は、疑義を感じて質問したのですが、こうした住民の疑問（議員は住民代表なのですが）に何ら応えていません。まるで『新住民は、地元住民の慣例に盲従せよ』と言っているようです。更に、地元の方々に金額が他町に比べ高いという不満があるのを全く感知していませんでした。金銭問題は誰にとっても口にしにくい事ですから、そうした真意が行政側に届いていなかったのかも知れません。今回は質疑応答がうまく噛合わなかった嫌いがありますが、最後に村尾は、募金する側の責務として①任意であることを明記する。②寄付者名と金額は無記入、③使途を明らかにする を実施するよう要望しました。将来都市化が進み、土地の事情が分らない方とかどんどん増えていきます。誰がみてもすぐ理解できるような状況を設定するのは、行政側として当然なすべき事と思います。

参考：S.55年南河内町共同募金実績

A目標額（人口割、世帯数割より算出）	B目標額（町社福協議会算出）	A＋B（県共同募金会より提示される町割当額）	実績	実績額に対する町社福協への配分金
646,000円	650,000円	1,296,000円	1,422,364円（109.8%）	776,364円（B目標額＋町割当額超過分）

配分金に対する町社福協議会での事業内容

子供の遊び場	400000円	776,364円
保育所	100000	
諸団体助成金	59,000	
[illegible]	[illegible]	

Ⅱ 都市計画税は57年度より課税される。(賛成多数)

市街化区域に所在する土地及び家屋に対し、その固定資産税の0.3/100が都市計画税として課税されます(地方税法702条)。自治区大前の都市計画区域と仁良川市街化区域が課税対象になります。
この税は目的税である為、都市計画事業、区画整理事業の事業費、維持管理費に当てられます。永久に賦課され、途中で廃止されることはありません。0.3/100という税率は、制限税率(最も高い)で、国分寺町と同調する為(都市計画の関係より)設定されました。同町では既に課税されています。
57年度に見込まれる税収は11979千円です。討論内容は次の通りです。

反対討論
①税率が高い(3年毎の固定資産評価替で、高額になる一方)
②時機早尚(仁良川地区では、未だ区画整理事業に対する住民の合意が得られていない)

賛成討論
①この事業により町財政配分がアンバランスになる(薬師寺地区に集中し、吉田地区は手薄になる)
②法上は、市街化区域線引の時から課税できるのだから、むしろ実施が遅い
③開発により利便を得るのは居住人であるから、受益負担は当然

自主財源の乏しい(43.6%)の我が町にとっては、1千万円程度とはいえ、経年見込める財源はとても魅力のようです。

Ⅲ その他

(1) 町国保会計にて、入院患者数が伸び高額療養費給付の為1000万円繰入れる。
(2) 町職員給与条例の一部改正される。年内に差額支給になります。
改正により、町職員の平均年令33.6才では、従来158901円が167055円になり1人当り5.13%のアップ
最高額所得者は、諸手当込で、36万円になります。特別職(町長45万円、助役36.7万円、収入役34.8万円、教育長33.6万円)より多くなりますが、早急に特別職の給与改正をするつもりはないそうです(町長弁)。
(3) 請願・意見書について
1. 農業再建、食糧自給率向上の為の、食管制度拡充を求める請願を採択(全員賛成)、以って意見書提出
2. たばこ、塩の専売制度維持に関する意見書提出(全員賛成)

— 今回の一般質問で思うこと —

1、3ページで示しましたように、今回の質問では、すべてに対し不可解なまま終ってしまいました。流域下水道問題では、担当職員の不勉強を痛感致しました。質問の意味を理解して戴く為に、質問中、休憩動議を出し、説明方法を考えました。或いは、村尾の表現力が足りないのが原因かも知れません。それでも何とか工場排水除外については、基本計画を変更させる考えであることが分りました。
共同募金についても、当然分りきったことで、説明に及ばずという感じでした。率直な疑問、意見に対し、検討する余地さえない様子でした。私は、些細な事でも、自分の問題として考えたく、納得すべく疑問を発しているのですが、こうした姿勢は、理解してもらえないようです。(議会閉会後の住民福祉課長談によれば、県共同募金会では、募金方法について検討したいとしているそうです。)
又、「55年度の施策の成果についての反省」は通告したにも拘らず、質問の意を解さない答弁(町長)で、結局は手元に資料がないと拒否されました。一連の誠意のなさは何故だろうと考えさせられ、理解し合える部分がないような淋しさと落胆で一杯です。私自身反省し、次の事に心掛けるつもりです。
①常に冷静を保ち客観性を損わないこと。②「何が知りたいのか」を見失わないこと。

一般質問（通告順）

質問者	質問内容	（答弁者）答弁
永山二郎	1. 町史編纂について、調査員は誰か、職員配置しているか。 2. 下野薬師寺跡整備について、国分寺・文化庁との協議は？ 3. 自治医大周辺整備事業について、国分寺との行政界変更についての協議経過は 4.(1) 農業損害評価委員の評価した品目別収量は (2) 減反目標に達しなかった農家に罰則をかけるか (3) 共済金はいつ決定するか	1.(町長) 緻密かつ学術的でありたい。現在古文書資料収集（20人、1万400枚）複写作業中。57年度、専門職の嘱託を考えている。 2.(町長) 調査に入る前、国分寺に協力要請した。先方はむしろ喜んでいる。文化庁と協議結果、今計画が環境整備であることから、史跡整備保存管理計画を策定することが第1であることがわかり、来年度策定する。 3.(町長) 等積交換等の条件に基づき、目下原案を検討している。 4.(経済部) アキニシキ・引受面積 977ha、被害3割以上 337ha、収量121652、農林9号についてはそれぞれ 97ha、34ha、12584 (2) 県では、達成できなかった分を翌年に乗せ、200円/60kgを超えない範囲で違約金をかける検討中。 (3) 通常被害率を水稲で0.6%、陸稲で0.5%オーバーし、異常災害適用になり、年内に支払う。
村尾光子	1. 鬼怒川上流流域下水道について (1) 下水道法上の事業認可はいつか、その内容は。 (2) 都市計画法上の事業認可をうけた時の資金計画（各市町の負担）はどうか (3) 工場排水について町の主張を満たす為に、今後どの様な手続が必要か (4) 処理区域内の工場の業種別数とその排水量を示せ。 2. 共同募金について　（1ページに記載） 3. S.55年度の施策の成果についての反省と、57年度予算編成にむけての展望、重点施策は。	1.(1)(都計) 56.9.30認可。内容は、都計法上の事業認可とほぼ同じ。 (2)(都計) 各市町の負担額は決まっていない。資金計画書には明示されていない。分っているのは総事業費350億円のうち2/3（終末処理場）、2/3（幹線管きょ）が国庫補助、残りの1/2が県、1/2が関係市町が分担する。 (3) 町要望に対し近く県より文書回答がある。検討してその後を考える。基本計画を変更させることも考えている。 (4)(都計) 日量4460t、うち宇都宮（22社）1600t、上三川（6社）1230t、石橋（12社）1740t、国分寺（4社）90t、南河内 0。業種別 製薬(4) 817t、製紙(8) 115t、印刷(5) 50t、建具(17) 3420t これら排水に有害物質を含むかどうか調査する。 3.(町長) 経常的経費64.9%で前年比1%低下、財政の弾力性を維持している。57年度は総合計画に基づき、計画的に実施する。選択性、優先順位を検討、総合計画に盛込まれていない投資的事業はしない。義務的・消費的経費を極力抑える。社会福祉充実、教育文化振興、農村集落整備、都市化事業が重点施策となろう。
宇賀持正紀	1. 2年続きの不作について (1) 凶作であった原因分析と冷害に対する救済措置は。 (2) 課税に対する評価の適正化について (3) 防除体制の見直しと今後の対応 2. 水田利用再編対策について 実績と、その自己評価、今後の対策指導はどうか。 収穫収入ある作目を行政側で指導せよ。	1.(1)(経・町) 原因はヒメトビウンカによるものと台風による病害であると考える。地上防除と推進、6月一斉防除をしたい。補助的指導も徹底する。共済引受977haのうち災害補償は672ha（69%） (2)(税務) 94件に対し粗収入調査、経費調査、収穫高等の標準資料を基に、県農業所得基準設定委員会と協議し1月末決定される所得標準に対し課税する。 (3)(町長) 薬剤の効き目が衰えないように、植付時期、水管理など、役場職員では専門知識なく、農協と一体になって指導組織を作ろうと考えている。 2.(経) 36自治会で目標達成、町としては103.8%達成率。転作作目は特定作物67.6%、麦・大豆・それに飼料作物、かんぴょう、野菜類である。地域に合った特定作目設定し連担化を図りたい。飼料用稲の展示圃は来年度も同様にする。

平賀[illegible]	3. あき缶対策はどうか。主要道路にカゴ、看板設置せよ。	3.(保・町) 11月30日県下衛生課長会にて、県より1都9県知事会での報告を受けた。空缶等問題推進協議会設置し、短・中・長期的事業を決めた。土地管理者が清掃義務をもち、広域的に対策検討中。
館野鉄男	1. S.57年予算編成について、財源確保の根拠、見込額収、経費節減の構想はどうか。 2. 農業(1)減反に対するペナルティーはどうするか。農協委託水田はどう対応するのか。 (2) 損害評価もれに対する救済措置は。 (3) 農地の流動化について。 (4) 農地の違反転用について (5) 飼料米について 3. 仁良川地区区画整理事業について。 4. 福祉についての基本的理念はどうか	1.(町長) 町税見込額はおよそ5億1500万円程、国への要求は伸び率の重要的なものをピックアップして、通常経費経費の削減に努める。 2.(1) 公平確保の為、ペナルティーを課する。集落内調整に重点したい。農村集落整備事業が見込めそうなので、その中で団地化促進する。農協と協議して生産性確保する。 (2)(経済) 団場に差額がある限り評価する。 (3)(〃) 農業委員会、産業課で構成する推進協議会に検討委託し、集落毎に懇談・研修している。 (4)(〃) 現在数件出ている。農地法を充分理解運用できるよう啓蒙する。 (5)(〃) もう1年モデル農家選定して実績をつくる。将来は本格的に取組む。 3.(町長) アンケート調査まとまって上向き傾向。57年計画書作成、58年事業認可、59年区画整理事業着手で運びたい。 4.(町長) 愛のない社会は暗国、汗のない社会は堕落。福祉を弱者にのみ与えるのは問題。応益負担は致し方ないが、健常者へも当然。
吉田洛二	1. 都市計画区域内の給水井戸を安田・町田地内に確保しているが、取水による地域への影響はどうか。 2. 流域下水道の幹線管わ工事が着手されているが、町の要望はどうか。 3. 水田利用再編対策への奨励金はどうか。	1.(水道) 300〜350mmボーリング、深さ50mで1700t/日取水。影響ある時は直ちに原因を究明対処する。調査結果は問題ないとしている。 2.(町長) 石橋町は、築道の都合上、二重投資を避ける為幹わ埋設している。県よりの回答は12月17日あり、推進協議会で周辺整備等対処するように働きかけをする、とあった。 3. 県単モデル事業は終了したが、某年度別の形で実施するように町も合わせる。
薄田数男	1.(1) 二年続き不作の対応は、共済以外の作況調査は。 (2) 来年度転作目標を見直し、県・国へ目標面積を減らすよう働きかけをせよ。 2. 臨調による影響の試算はどうか。 3.(1) 町内の非行、校内暴力等の実態をどの様に把握しているか。対応策は。 (2) その背景をどう考えるか。防止策 (3) 小中学校で週2回日の丸掲揚していると聞いたが、すぐ止めよ。	(1)(経済) 収穫して実態が分った。農協と連携して対応を考える (2)(〃) 県よりの面積配分は12月12日決定した。不作を考慮して今年並み 2.(町長) 国の方針が明確ではないので町の負担増は予想できない。国の補助事業は10%削減、補助率下がるだろう。 3.(1)(教育長) 小学校にては、ここ1、2年全くなし。中学・教師への暴力行為はないが、喫煙、無免許運転あり。学校の適切な処置で問題なし (2) 根深い背景とは思わない。好奇心から。生徒教師間の心のふれ合い、落ちこぼれを作るなと指導している。 (3) 現在栗小で週2回朝礼時、君が代の音楽を流し国旗掲揚しているが、問題はない。
大沼多二郎	1. 自治医大前開発区域内で、石橋他2町耕地整理組合所有の土地が、国分寺町に取得された。協議されたか。行政界変更についてどうか。	(企) 国分寺から連絡なし。国分寺は代替地に使用したいとしている。法上は、地方公共団体が農地取得する時は許可なし。国分寺が、第3者へ譲渡する時は、本町農業委員会に諮られる。 行政界変更については、S.57.10換地計画、12月両町議会、58年3月県議会という手続の予定